

創業支援資金【南部・東部枠】

(責任共有制度対象外)

【知事認定要】

融資対象

県南部地域又は東部地域で、認定経営革新等支援機関の支援を受けて創業しようとする者で、次のいずれかに該当し、知事の認定を受けたもの

- (1) 事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1か月以内に事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する者
- (2) 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する者(分社化)
- (3) 事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは上記(2)(分社化)による会社設立後1年未満の者

資金用途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
設 備 運 転 運 設	1,500 万円 ※(1)は自己資金と同額まで	7年 (1年) 以内	0.0% (奈良県が全額負担)

保証料率(年)

0.0% (奈良県が全額負担)

取扱金融機関(順不同)

商工組合中央金庫奈良支店、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、中京銀行、第三銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合

担保及び保証人

- ・奈良県信用保証協会の保証が必要
- ・法人代表者以外の連帯保証人は原則不要

備考

<知事認定のお問い合わせ先>
・地域産業課(電話0742-27-8807)

※知事認定は、必ず認定経営革新等支援機関を通じて申し込み
※対象地域:五條市、吉野郡、御所市、高市郡、宇陀市、山辺郡、宇陀郡
※借換不可